

## 一般社団法人全日本かるた協会旅費規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の会員が本協会の用務により出張する場合の旅費支給について、必要な事項を定めるものである。

### (旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

- (1) 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- (2) 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- (3) 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (4) 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (5) 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- (6) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

### (旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務上または天災その他やむを得ない事情がある場合は、その現によった経路及び方法により、計算する。

### (鉄道賃)

第4条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金、特別急行料金（新幹線特急料金を含む。）及び座席指定料金並びにグリーン料金等による。

- (1) その乗車に要する旅客運賃
- (2) 急行料金は、片道50キロメートル以上旅行する場合
- (3) 特別急行料金は、片道100キロメートル以上旅行する場合
- (4) 座席指定料金は、片道100キロメートル以上旅行する場合
- (5) グリーン料金及びその他の経費は、会長が業務上特に必要があると認めた場合

### (船 賃)

第5条 船賃の額は、旅客運賃、特別船室料金及び座席指定料金による。

### (航空賃)

第6条 航空旅行は、会長が業務上特に必要であると認めた場合に支給し、航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

### (車 賃)

第7条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(日 当)

第 8 条 日当の額は、原則として一律 1, 0 0 0 円とする。

但し、大会運営委員の任につき 1 日あたりの拘束時間が 5 時間超となる場合は、3, 0 0 0 円とする。

(宿泊料)

第 9 条 宿泊料の額は、一律 8, 0 0 0 円とする。

2 前項にかかわらず、会長が業務上特に必要であると認めた場合は、その実費の額とする。

3 水路旅行及び航空旅行については、用務上または天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(市内出張旅費)

第 1 0 条 本協会の用務により、同一市町村内（東京都特別区内に居住する者は 2 3 区内）に出張する場合は、会長が業務上特に必要であると認めた場合に、その実費の額を支給することができる。

(事務処理)

第 1 1 条 旅費は原則として精算払いとするが、会長が業務上特に必要であると認めた場合は、概算払いとすることができる。

(出張の依頼)

第 1 2 条 本協会の用務により、会員以外の者に出張を依頼する場合も、原則としてこの規程を適用する。

(規程の改廃)

第 1 3 条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補 則)

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、会員の旅費に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。